

条例点検票

			作成年月日	令和2年6月30日
条例番号	平成19年静岡市条例 第13号	条例名	静岡市市民活動の促進に関する条例	
制定年月日	平成19年3月20日	最終改正年月日	平成26年12月12日	
所管課名	市民自治推進課			
条例の概要	市民活動の基本理念及びその促進に関する基本原則を定めている。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	静岡市自治基本条例に規定する市民自治のまちづくりを推進し、将来にわたって地域の活力を高め、持続可能な社会を形成する必要がある。 課題解決のために、市民活動促進のための基本理念や基本原則、市と市民活動(NPO活動やボランティア活動など)の協働の仕組みづくり等を規定する必要がある。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	・市民活動促進の基本計画を定めており、計画に沿って、市民活動センターの増設、市民活動センター利用団体登録数の増加、市民活動団体と市との協働事業数の増加など、市民活動を着実に促進することができた。 今後も、条例に基づいて策定する基本計画に沿って、市民活動団体の増加を図るとともに、その運営基盤の支援も併せて進めていく。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	・市民活動の促進、協働事業の推進、基本計画の策定及び協議会の開催について、市民に過大な負担とはなっていない。また、行政の事務についても煩雑ではない。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	なし	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	・必要に応じて市民活動促進協議会を開催し、市民活動の促進等について審議を実施している。協議会の審議結果を、市民活動の促進や基本計画の策定に反映している。	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	・本市の条例は、宗教及び政治に関する活動のうち、主たる目的とする活動について市民活動から除外しており、従たる目的とする活動については市民活動から除外していない。 一方、他都市の条例の中には、宗教及び政治に関する活動を目的とする活動について、主従を問わず市民活動から除外している例がある。 本市の条例は、特定非営利法人活動促進法第2条第2項2号の「特定活動非営利法人」の定義を援用したものである。宗教活動及び政治活動の規制については、慎重に行うべきものであり、本市の規定が望まし	現行どおり。協働事業に関する契約については今後の検討課題とする。		

	<p>いと考える。</p> <p>・横浜市の条例では、協働事業を行う場合は、協働契約を締結すると定められている。これは、協働事業を実施する場合は、双方の対等性を確保するなどの協働の特徴を考慮した適切な契約を締結することを定めるものである。</p> <p>一方、本市条例では一般の契約と協働事業の契約を区別する規定はない。</p> <p>仕様書の内容を工夫する、役割分担表を作成するなどの取組によって、本市条例の枠の中で協働の特徴に考慮した契約を締結することは可能であるが、協働契約の締結は協働事業の推進に資する可能性があるため、今後の検討課題としたい。</p> <p>・本市の条例では、市民活動団体、大学、事業者及び地縁団体について、「市民」の定義に含んでいる。</p> <p>一方、他都市の条例の中には、市民活動団体、大学、事業者等についてそれぞれの役割を明記している例がある。</p> <p>それぞれの役割を明確にすることにより、市民活動の促進に資することができると考えられるため、本市においては、条例に基づき策定されている「静岡市市民活動促進基本計画」に大学、事業者等の役割について記載するなど、市民活動の主体が多様化している現状を踏まえた施策を進めていく。</p>		
キ その他	なし		
見直し結果			
改廃等の必要	理由	特記事項	
現行どおり			

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和2年6月30日
条例番号	平成20年静岡市条例 第160号	条例名	静岡市めざせ茶どころ日本一条例	
制定年月日	平成20年12月12日	最終改正年月日	—	
所管課名	農業政策課			
条例の概要	静岡のお茶に関する伝統、文化、産業等を守り、静岡市を日本一の茶どころとして育て次代に継承していくための基本理念並びに茶業者、市民及び市の役割を明らかにするとともに、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定め、もって静岡のお茶に関する産業の振興及び市民の豊かで健康的な生活の向上を図る。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	本条例は、静岡のお茶に関する伝統、文化、産業等を守り、静岡市を日本一の茶どころとして育て次代に継承していくための基本理念並びに茶業者、市民及び市の役割を明らかにするとともに、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進するための基本事項を定めることにより、静岡のお茶に関する産業の振興及び市民の豊かで健康的な生活の向上を図ることを目的としている。現在、それぞれの立場に応じた活動により、日本一の茶どころの実現に向けて取り組んでいるところであるが、茶産業の置かれている状況は年々厳しさを増しており、今後も継続した取組が必要不可欠であるため、本条例は必要である。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	日本一の茶どころの実現を目指すために、茶業者、市民及び市のそれぞれの役割を規定しており、個別事業については条例で定める基本計画に沿って実施されていることから、有効に機能している。 なお、条例に基づいて策定し、計画期間を平成22年度から令和元年度としていた第1次静岡市計画においては、搭載した事業は概ね順調に実施され、目標指標も概ね達成しており、「お茶のまち静岡市」が市内で定着し、地域でお茶を活かしていくという意識が浸透してきていると判断できる。令和2年度から始まる第2次計画においては、第1次計画の評価と茶業の現状を踏まえ、新たに3つの重点施策を設定するとともに、茶業振興に向けた取組を盛り込んでおり、これらの施策を積極的に推進することで「稼ぐ茶業」への転換を目指していくこととしている。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	外部コストについては、茶業者及び市民の責務は努力義務であり、過大な負担を強いるものではない。また、内部コストについても、市の責務を定めた規定は、必要十分なものとなっており、不必要に煩雑ではない。	現行どおり		

様式 1

エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	他市の同様の条例を含め、その適法性が否定された判例、関係法令の改正等により、不必要になった規定等はない。 様式2のとおり	現行どおり	
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	協働性については、条例第4条（茶業者の役割）、第5条（市民の役割）、第6条（市の役割）、第7条（静岡市茶どころ日本一計画）に定められており、また、条例第8条に定める静岡市茶どころ日本一委員会には茶業者、市民などが含まれ、各種事業において十分な協働が図られている。	現行どおり	
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	主な茶産地においては、茶業振興を主たる趣旨とする同様の条例が制定されている。特に、静岡県茶業振興条例については、従前の静岡県製茶指導取締条例の内容を引き継ぎ、主に茶葉等の製造及び加工並びに流通及び販売に関する制限や、評価・信頼の維持と向上に資する取組について規定しており、本市条例とは役割分担がなされている。 様式3のとおり	現行どおり	
キ その他	特になし	現行どおり	
見直し結果			
改廃等の必要	理由	特記事項	
現行どおり			

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。